

經濟論叢

第102卷 第6号

資本金論の一批判 (2).....岡 部 利 良 1

西ドイツにおける「石炭危機」の
開始とその契機佐 々 木 建 19

低開発とインフレーション吾 郷 健 二 35

「経済学批判体系プラン」論争の一視角.....井 上 正 49

經濟論叢 第101卷・第102卷 総目録

昭和43年12月

京都大學經濟學會

資 本 会 計 論 の 一 批 判 (2)

——丹波教授の著書「資本会計」についての疑義・異論——

岡 部 利 良

IV

前稿(本稿〔1〕)をさす)の末尾で述べたような趣旨のもとに、丹波教授が資本と利益のいわゆる限界項目の個々のものに関して考察しているところについてみた場合、まずとくに問題となるのは、教授によって資本剰余金(すなわち資本)とされているものの当否である。このことについてみるならば、教授によって資本あるいは利益とされているものの正否・妥当性のいかにそれぞれより具体的に明らかにされるからである。またこの場合、前述したところによれば、なかんづくとりあげられるべき問題としてみる必要のあるのは、教授が財務会計の「究極の報告客体」を株主とすることによって会計上という資本とは株主持分を意味するものとするところから、さらに資本取引なるものをもって「株主持分そのものの側に直接変化を生ずる取引」とし⁵⁾、そしてこのことからまた(少なくとも原則的には)この種の取引によるものは一様に資本としていることである。また上の引用にいわれている「株主持分そのもの」というのは、教授のいう「拠出資本[すなわち資本金、広義の払込剰余金ならびに贈与剰余金]および資本修正」を含むものであるが(前述参照)⁶⁾、これらのうちまず検討を要するものとしてあげられるべきものは、いうまでもなく前者の拠出資本(これに含まれ

5) 上においても問題とされている持分あるいは(これと同義の)持分権なるものの会計学上における理解の仕方については、教授の場合をも含めて明らかに問題のあるところであることにはさきにふれたところであるが、この持分あるいは持分権というのは、本来からいえば、会社財産にたいして出資者・債権者の有する実質的所有権(この意味については、前掲拙稿、資本と利益の区別の基準(2)(3)、参照)、ことにその割合ないし割合的範囲を、上の会社財産に対応する自己資本、他人資本(負債)についてとらえたものとみるべきものと考えられるので、以下、これらの用語については、このような理解の仕方による。

6) ただし、前稿6頁(21行目)の株式発行差金の前に、資本金のほか、という6字を補う。

る一連のもの)である。ことにこれらの拠出資本については、教授の場合にも(通説的な見解による他の論者たちにおけると同じように)⁷⁾その増加はもちろん、その減少に伴うもの(減資差益、その他——後述参照)もあたかも当然のごとくにすべて資本とされているが、この後者のごときものまでこのようにすべて資本とみえることは明らかに問題のあるところであり、また前者に属するものとされているものないしこのようにみられるもののうちでも、贈与剰余金のごときもの(なおこれはいまここでは私のいう後述の没収剰余金ないし無償取得剰余金のごときものを含むものとする)については、やはり同様のことがいわれる。それゆえ、これら一連のものについてはとくにたち入ってみられなければならない。

ところでまた、やはり前述したところによれば、教授は(自説のもとに)資本剰余金としているものをさらに大別して、(a)払込剰余金(広義の)、(b)贈与剰余金(=贈与資本剰余金)、(c)評価替剰余金(=評価替資本剰余金)の三種としているが、このうち、教授の説明によれば、(a)の払込剰余金というのは「株主よりの……払込に基づくものであり」(これはまた教授の場合には資本金と合して払込資本とされている)、(b)の「贈与剰余金……は株主以外の者からの贈与」(傍点引用者)である。(またこのことからみるように、教授の場合には、この贈与剰余金とされているのは株主以外の者からの贈与だけであり、それゆえ、たとえ贈与であっても、教授のいう株主からのものは贈与剰余金には含まれない。これは教授によれば、贈与剰余金ではなく、(a)の払込剰余金に属するものとされているものである。なおこの点については、くわしくは後述参照。)これにたいし、(c)の評価替剰余金は「資本修正」としてとらえられているものである。そして教授は、前記の払込資本の主要部分をなす資本金ならびに上の各々のものについてそれぞれさきに(前稿で)みたところに加えさらにより詳細な考察を行なっているので、私もこのような教授の問題のとり扱い方に準じ、以下、これら一連のものについてなされている教

7) 以下、通説的ないし通説あるいは同じような主旨のもとに一般的、通常等といっているのは、主として、いわゆる資本金計なるものが会計学上の主要な問題としてとり扱われているアメリカ、わが国などの会計学を念頭においていっているものである。(ただし後述の「評価替剰余金」の項におけるものは、このような限定からは解放されている。)

授の所論中、当の資本と利益の区別という点からみてとくに問題と思われるおもな若干の点を取りあげ、そしてこれらの点についてそれぞれさらに検討を試みることにより、私見をより明らかにしてみたいと思う。

まずとりあげられるべきものとして問題となるのは、教授のいう払込資本なるものであるが、それについて教授はあらかじめ総括的に説明し、つぎのように述べている。(ちなみに、教授のいうこの払込資本というのは、前述のように資本金ならびに払込剰余金〔広義の〕を含むものである。)

「払込資本 (paid-in capital) は、企業会計上いわゆる狭義の資本〔前述参照〕のうちの基幹的部分であり、これなくしては株式会社企業はもともと成立しえない資本部分である。……

……〔そしてそれは〕、広く現在および過去の株主によって企業に払込まれた資本を意味する。ここで過去の株主によって払込まれた資本というのは、具体的には、減資・株式償還・自己株主取得によって、引退した株主に払戻されずに、なお会社に残留する資本部分をいうのである。それは理論上の意味における減資差益・株式償還益・自己株主取得益にはかならない。これらをとくに減資剰余金・株式償還剰余金等とよぶ場合もあり、またそうよぶことは差支えないが、これは発生原因に即した捉え方であり、本質的には払込剰余金 (払込資本) たる性質をもつものである。」(76-77頁)

ところで、このような教授の見解について、まずとくに問題とすべきものとしてあげられるのは、あえて教授の場合のみでなく、(およそ資本会計なるものがとり扱われる場合) すでに通説においてそうであるが、このように過去の株主 (引退した株主) によって払込まれたものの残留部分まですべて資本 (払込資本) としていることである。しかし、この点は行論の都合上のちにゆづり、ここでは前述のごとき教授のいう払込剰余金に関する問題として、まずその主要な部分をなす資本金ならびに通常 (ことに株式の払込にさいして) 問題となる額面超過金、無額面株の払込剰余金などの資本剰余金についての教授の見解を取りあげ、そして前者の資本金に関するものからみていきたいと思います。(なお、以下

教授の所論についてみる場合に単に払込剰余金というのは、以上において問題としてきた教授のいう広義の払込剰余金をさしているものとする。)

(1) 資本金

この資本金に関しては、やはり通説においてもそうであるが、教授の場合にも別になんらたち入ってみられることなくしてただ自明のように資本とされており(第2編第1章第1節参照)、すなわちこの場合まず問題となるその資本性を問うことなどは全く贅言のようにさえ思われているようである。しかし、ことに教授の場合についていえば、みずから会計理論上は資本金は払込剰余金とともに「払込資本として一様に扱われるべきものである」(104-105頁)とし、そして払込剰余金の資本性についてはそれぞれ種々の論議を費やしているが、資本金のそれについては全くかえりみることなく、むしろ不問に付したままにしていることはけっして正しいとはいえないであろう。もっとも教授は、払込資本のうちでもことに資本金は「株主持分そのものの側に直接変化を生ずる取引」(前述参照)に属するものであることが一見して明瞭なのであるから、それが資本たることはいちいち説明するまでもなくむしろ当然のことのようになさえているのかも知れないが、しかし、教授のいう上にいうような取引に属するものであるからといって、一様にすべて資本とみなしうるものでないことは以下にみるとおりである。しかしかりにいまこのことはしばらくおくとしても、資本金の場合であれ、これを資本とするがぎり、その根拠については当然さらに説明されなければならないはずであるが⁸⁾、教授の場合にもこのことがなんらなされていないことは、やはりまず問題のあるとしてみなければならないであろう。しかもこのことは、けっして軽々に見逃しえないこととさえいわなければならない。

(2) 額面株・無額面株の払込剰余金

教授は、払込剰余金はこれを「資本増加に伴う払込剰余金」と「資本減少に伴う払込剰余金」に分けて論じており(105頁以下)、またこれはとるべき方法と

8) このことにかかわる私見については、前掲拙稿、資本と利益の区別の基準(2)(3)、参照。

考えられるので、ここでもこれらの剰余金については、このような教授の分類にしたがい、そしてまず前者(すなわち「資本増加に伴う払込剰余金」)に関する問題からとり扱っていかうと思う。ただこの前者には、教授の場合さきにふれた額面超過金、無額面株の払込剰余金、合併差益のほか、株式発行割引金(消極的払込剰余金)、失権剰余金などのその他の払込剰余金(ことにこの最後のもの)があげられているが、ここでは、これらのうち、払込剰余金の代表的なものとされている前二者ならびにとくに問題と思われる最後のその他の払込剰余金(ことにこの最後のもの)についてのみみておきたいと思う⁹⁾。

1) ところで、これらのうち、教授はまず額面超過金についてその資本(ことに資本剰余金としての払込剰余金)たることを説明するのに、「会社が増資に際し額面株を公募発行するときには、新株主は、従来の株主と同一の権利を享受するため、プレミアムを支払うのは当然である。しかし、プレミアムは、従来の株主のもつ過去の蓄積資本(留保利益)に新株主が均霑するための代償であるゆえをもって、利益剰余金として計理してはならない。留保利益は損益取引の結果に基づくものである。〔これにたいし〕新株主によって払込まれた資本は、典型的な資本取引」によるものであり、またそのゆえに、彼らによって「払込まれた金額のうち額面金額以上のものは、額面超過金または株式発行差金として典型的な払込剰余金を構成する。」(105-106頁)というように述べているが、しかしこれで額面超過金の資本たることがそもそも説明されているのかといえ、遺憾ながらとうていこのようにはいえないであろう。しかもこのことは、多少注意してみるならばおそらく容易に知られるように、じつは上のごとき教授の説明そのものが現に示しているところであるとさえいってよい。

ことに、さらに個々の点についてみても、まず前記の引用のはじめのほうにいわれている「従来の株主と同一の権利」というのはそもそもいかなる権利を意味するものであるのか。なんら説明されていないので、いっこう明らかでな

9) なお合併差益についての教授の見解にたいする批判をも含む私見については、拙稿、合併の本質と合併差益の性格、「企業会計」昭和37年2月、参照。

い。しかもこのような意味不明のままにおかれていることを前提して、新株主が「プレミアムを支払うのは当然である」とさえされているのである。もっとも、この「従来の株主と同一の権利」というのは、すぐつづいて問題とされている「従来の株主のもつ過去の蓄積資本（留保利益）に新株主が均霑するための」ものとも解され、またこのように解して誤りないとするれば、この間にみられる教授の見解はいわゆる持分均衡説なるものを意味するものといってよいが、かかるこの持分均衡説なるものの成立しがたいものであることは、すでに批判者たちにより論証されているところである。（いまこの点に関する単に一点だけをあげてみても、前述のような教授の説明では、会社創設の場合の額面超過金についてはなんら問題とさえしえないことにならざるをえないが、これは、上のごとき教授の説明の仕方の不備・欠陥をいわば端的に示しているものにほかならないとさえいってよいだろう。）¹⁰⁾ しかしそれにしても、なぜこのようなすでに批判ずみとさえいってよいものがいかににももっともらしく説かれているのであろうか。私には理解しがたいこととさえいわなければならない。

2 他方さらに教授は、無額面株の払込剰余金についても、上に額面超過金について述べたことと「全く……同様のことがいえる。それは払込資本の一部であり、〔やはり〕まさに典型的な払込剰余金である。」（107頁、傍点引用者）といい、すなわちこのようにそれが資本（払込資本）たることを説いているのであるが、この場合のこのような教授の説明も、むしろ明らかに異論をもたざるをえないものとしてみなければならないであろう。かりに教授が額面超過金について述べている前記引用におけるようなことを一応そのまま認めたとしても、無額面株の払込剰余金の場合には、教授のいうような「……新株主は、従来の株主と同一の権利を享受するため、……」とか、「……従来の株主のもつ過去の蓄積資本（留保利益）に新株主が均霑するための代償であるゆえをもって、うんぬん」というようなことはもともと問題となりえないことである。しかもこのことは、この無額面株の払込剰余金なるものがいかにして設けられ計上さ

10) 拙稿、持分均衡説批判、「税経通信」昭和42年9月、参照。

れるのかという、この間の経緯についてみるならば容易に知られるはずである。いずれにしても、それは教授のいうごとく額面超過金とけっして同一に論じるものではなく、その性格については、むしろ別になおたち入ってみられなければならない。

3 額面超過金にせよ、無額面株の払込剰余金にせよ、いずれも株主の払込んだものでいわゆる株主持分であり、また払込剰余金(したがって資本)を意味するものであることは事実であるにしても、しかしこれらのものがどのようにして生じ、またそれがなぜこのように払込剰余金(すなわち資本)を意味するものとしてとらえられなければならないのかという点については、教授の説明は上にみるようにけっしていうに足るものとはみられない。むしろそれは、説明らしい説明にはなっていないとさえいわなければならないであろう。ことに上にみるような教授の説明においては、主張の根拠は明確でなく、あるいは少なくとも首肯するに値するほどのそれは、むしろ欠如しているとさえみられないではない。しかしそれとも、このようにいうことはかえって不当としてしりぞけられなければならないのであろうか。私にはやはりそのようには考えられない。(少なくとも株主の払込んだものであれば、このことを論拠としてその資本性を主張するというなら、それには他の論拠は不用ということにさえなるであろうが、このような考え方がけっしてそのまま成立しうるものでないことは、以上に述べたことのほか、以下にみるところがさらにより具体的に示しているところである。)

(3) 没収剰余金

1 教授が「資本増加に伴う払込剰余金」としているもののうち、私としてとりわけ疑義・異論をもたざるをえないことから、ここでさらにとくにたち入ってみておく必要のあるのは、教授が「失権剰余金等その他の払込剰余金」としてとり扱っているものである。これらの例として教授によって問題とされているのは主としてアメリカの場合のものであり、またそれには、株式発行のさいまず一部を払込み、次後の払込をしないために、この一部の既払込み分が没収されることによるもの、会社の役員および従業員に当該会社の株式に応募す

る選択権が与えられている場合に、契約により俸給の一部をもって株式を引受けながら、のちにこの選択権を行使しないために、やはり上の株式引受による既払込み分が没収されることによるもの、割引発行された株式にたいし、いわゆる追出資を請求されたにもかかわらず、これを怠ったためにやはり当該株式を没収されることによるもの、などがあげられているが(135-140頁)、教授はさらにこれらのものの会計学上の性格を要約し、そしてそれについてつぎのように説明している。これら一連のものは、「過去の株主の払込資本のうち没収されて企業に残留するもの、あるいは株主が当然受取りうべき権利を抛棄したことにより生ずるもの、ないしは株主たらんとして一部払込をなしたが結局株主になりえずして没収されたもの等の差はあるにせよ、おしなべて広く株式発行に伴う資本増加に関連して生じた資本金以外の払込資本たる性質をもつものであって、払込剰余金にほかならぬものである。」(140-141頁、傍点引用者)

すなわち、教授は上述の一連のものは、このような説明のもとにいわば至極当然のごとくやはり払込剰余金(すなわち資本)としているのであるが、しかしこれら一連のものが有するその内実についてみると、事実はけっしてこのような教授の考え方を許すほど単純なものではないはずである。少なくとも問題はさらによりたち入ってみられなければならない。

2 まず、上述の一連のものは、上の教授の説明にみるように、要するに株主(ただし株式の一部払込のみが行なわれている場合には、このことに関連して問題となるところの、株主たろうとしている者をも含む。以下いずれも同様である)が彼らに与えられている権利を放棄することにより、すでに払込んでいたものを会社に没収されることによって生ずるものである¹¹⁾。したがって、それはいずれも、さらに言葉をかえていえば、会社によって無償で取得されたものにほかならない。またこのような意味において、こうしたいま上にいうようなものは、これをさらに剰余金の語をもっていえば、無償取得剰余金ことに没収剰余金とよぶ

11) このことに関連して問題となる上にいう株主が、彼らの払込んだものを会社に没収される時点においてはもはや本来の意味の株主ではなく、過去の株主—非株主(株主以外の者)とみるべき者となっていることについては後述参照。

べきものということができるであろう。さらにそれはいずれも上にいうようなその性質からみれば、株主にとっては不本意に生じたものであるとはいえ、じつは実質的には一種の贈与＝贈与剰余金とみるべきものである。しかもまたこのようにみられることからすれば、かかる一種の贈与＝贈与剰余金としての上にもみるような没収剰余金については、のちにみる贈与剰余金の場合におけると同様のことが問題となるはずであり、それゆえ、それを(あたかも当然のごとく)払込剰余金(すなわち資本)とみる考え方は、むしろ明らかに問題のあるところとしてさえみられなければならないであろう。ことに前述のような没収剰余金がかかりに株主に分配されたとするなら、教授によれば、それは資本の分配とみられることになるであろうが、この場合における分配されたものについての上のような見方はけっして承認されるものではなく、むしろそれは事実を無視し、事理に反するがゆえに、かえって破綻せざるをえないものであることは、のちにみるところによって知られるとおりである。またこのことは、前述のような没収剰余金を資本(払込剰余金)とみることの誤りであることを示すものにほかならないといつてよい。

3 さらに教授の場合、前述のごとき没収剰余金の一部をなすものとして教授自身あげている、上にふれた株式発行のさいに一部払込んだものを次後の払込を行なわなかったために没収されたものについてつぎのように述べていることも、教授の見解をあえてとりえないものせざるをえない一例証としてあげることができるであろう。これは、教授がこの種の剰余金は「これを会社の利益と考える見解(とくに税務行政の側面において)もないではないが、この段階(すなわち株式払込の段階——引用者注)において会社は資本調達過程にあるものであり、とくに新会社の場合には利益を生み出すべく受取った資産の利用の機会はいまだ存しない場合が多いから、それを利益と考えるべきでないことは明らかである。」(135-136頁)とし、すなわちこのようにその利益性を否定し資本性を主張することを主旨としているものであるが、じつは私には、このような教授の見解はこれまたとうていとるに足る根拠のあるものとは考えられない。も

ととも「資本調達過程」であっても、利益をうることもできれば、また損失を免れないことも当然ありうる。ことに前者の場合についていえば、調達した資本を預金として利子（利子収益）をうるごときことは何人にも容易に考えられるところである。しかもこれは一種の「資産の利用」を意味するものにほかならないといってよい。いずれにしても、教授のいう「資本調達過程」であるからといって、利益をうる機会がないとみることは、むしろ明らかに事実と反するものとさえみなければならぬであろう。それゆえまた、このような事実と反することを前提して、教授のいう上の引用にみるようなことを主張しても、すでに当初から問題とさえなりえないものとみなければならぬであろう。（なお、この点については、後述Ⅴの(1)の1をもあわせてみられたい。）

4 いま上に述べたことともに、前述のごとき教授の見解についてここでなおとくにふれておく必要があるのは、教授が前述のように「資本の調達」といっている場合の資本とはそもそもどのようなものとしてみられているのかということである。（教授の場合、肝腎のこの資本の概念はけっして明確ではなく、むしろ教授のいうそれにはなお種々の検討を要する問題が存在することはさきに指摘したところである。）もっとも、株主が会社に払込んだものは、このことからみるかぎりではたしかに資本である。しかし、このことから、このように株主が払込んだものであるが、これを会社が没収するに至ったものまで、ただちに資本といいうるのであるか。またいいうるとするなら、なぜであるのか。（ちなみにいまここでいっているこの資本というのも、貸借対照表によってみた場合についていえば、もちろん貸方におけるもので、けっして借方におけるものとしての資産〔すなわち、その基本的な性格からいえば経済学上という資本〕を意味するものでないことは、とくに注意されるべき点としなければならない。）ところで、いま上に問題としたような場合にみられるのは、じつは他人のもの（ことに当の株主の場合でいえば、すでに株主でありあるいは株主たろうとしながら、株主たることをやめ、あるいは株主たりえずして非株主＝株主以外の者となった者のもの）を会社が没収したということである。少なくとも事態はこれと異なるものではない。そしてこのような事実こそ、こ

ここでは当然さらに考えられなければならないはずであるが、教授の場合、このことはやはりなんらなされてない。むしろ意識の圏外におかれているとさえいって誤りでない。しかしこれでは、問題はやはり残されたままであるといわなければならないであろう。(教授が、「資本調達過程」のもとに株主の払込んだものであれば、会社が没収したものであれこれを利益でないとしているのも、じつはすぐ前に述べたような考え方によるものであり、しかもこれ以上に出るものではない。)

5 ところで、以上にみるところからすれば、教授が前述のごとき各種の没収剰余金を目して、叙上のようにそれは「おしなべて広く株式発行に伴う資本増加に関連して(?)生じた資本金以外の払込資本たる性質をもつものであって、払込剰余金にほかならぬものである」としていることは、けっして首肯しうような根拠のあるものではなく、むしろ、多分に問題のあるものであることが知られるはずである。もともと上のごとき没収剰余金が「株式発行に伴う資本増加に関連して(?)生じた」ものであることは事実であるにせよ、しかしそれが「株式発行に伴う資本増加[そのもの]」(傍点引用者)を意味し、それゆえまた当然資本としてとらえるものであるか否かはじつはさらに吟味を要する別個の問題であるはずであり、すなわち、正しくはこのようにこそみられなければならない(またこのことに関連することとして、ここでおおふれておくことを要するのは、上の引用にみられる「関連して」ということであり、教授はこれを単にこのようにいっているにすぎないが、この「関連して」というのは、そもそもどのようなことをさしているのであるのか。このことがさらに検討され明確にされるならば、教授の場合にも、単に上の引用にみるようにはいえなくなるだろうと思う。)しかるに、このような点についても、やはりなんらたち入ってはみられていない。そして、前述のごとき没収されたものもそうでないものも——前者についてはこれを資本金以外の払込資本(払込剰余金)としているとはいえ——やはり一様に資本としているのである。しかしこのような問題の仕方では、本来からいえば当然たち入ってみるべきことがやはりそのままにおかれ、ひいて問題を解明するゆえんをなすものでないことは以上の叙述が示しているところであるといつてよ

い。むしろ、このようにみることをもって、至当とさえしなければならないであろう。

V

教授が払込剰余金のいま一つの部類としている「資本減少に伴う払込剰余金」としてあげているのは減資差益、株式償還益、自己株式取得益、自己株式贈与益等であり、またこれらのものは通説的にも一般には払込剰余金（ないし少なくとも資本剰余金）とされているものであるが、しかし私はこれら一連のものについても、これをすべてこのようにみるのは誤りであって、減資差益の一部のものを除き、その他のものはいずれも利益（利益剰余金）とみるべきものとしてきた¹²⁾。ただこれら一連のものはもちろんすべて一様に論じうるものではなく、それぞれさらに区別してみる必要がある。しかし、これらのうち、自己株式取得益、自己株式贈与益については、この各々のものを生ぜしめる取引を教授は資本取引とみているのにたいし、私は自己株式なるものは一種の財産、したがってそれによる取引差額はこれを損益取引によるものとする見解をとっており、それゆえこの点において教授とは根本的に立場を異にしているので、ここではこのことを指摘するにとどめておきたい（ただし自己株式贈与益についてはなお後述参照）。しかし減資差益、株式償還益については、それぞれなお多少ともたち入ってみておかなければならない。さらにこれら一連のもの（ただし自己株式贈与益を除く）を通じ、私にとってとくに問題となるのは、さきにふれたように教授がこれらのものはすべて「過去の株主によって払込まれた資本」としている点にあるので、以下においては、この点に一つの重要な論点を求め、あわせてとくに検討を試みてみたいと思う。

(1) 減資差益

1 減資差益の性格（とくにその資本性・利益性のいかん）は減資の方法・条件などによって異なり、そして現に減資差益として生ずるもののなかには、明ら

12) 前掲拙稿、資本と利益の区別の基準(4)、参照。

かに資本剰余金としてとらえられるものも存在する。たとえば、全株主を対象とし、いわゆる無償減資のもとに株式数を一律に減少せしめることによって生ずる場合のもの（ただしこの方法のもとに欠損の補填が行なわれる場合には、厳密に言えばこの欠損補填後に残る残額）のごときこの種のものに属する。すなわち、上のような場合の減資差益は、単に資本金の一部が払込剰余金（資本剰余金）に転化せしめられるにとどまるものであり、しかもそれによって別に損益上の問題など生ぜしめられることはないので、その資本性はむしろ明白であるとさえいってよい。しかし、ひとしく減資差益であっても、一部の株主を対象として行なわれるいわゆる有償減資（株式の買入償却）による場合のもの（ちなみに、くわしくはのちにみるように、この場合における上の一部の株主というのは、いわゆる過去の株主すなわち引退株主＝非株主となった者で、それゆえ株主という点からいえばじつは株主ではなく、また上にいうような一部の株主による減資差益は、かかる引退株主＝非株主が会社に残存せしめたものであって、会社からみればやはり無償で取得したもの〔それゆえまた実質的には一種の贈与＝贈与剰余金〕とみるべきものであり、しかもそれは、これらの引退株主＝非株主の持分であったものが、他の株主の持分に転化せしめられるものである¹³⁾）は、けっして單純に資本剰余金としてとらえるものではない。それはむしろ、上の説明にみるようなその性格からいって、利益（利益剰余金）を意味するものとしてみるべきものである。しかるに教授は、このような減資差益についても、それは「營業取引における会社資産の利用に基づいて生じたものではないから、利益でないことは明らかである」（143頁、傍点引用者）とし、すなわち、このような理由のもとに、その利益でないことを主張しているのである。

しかし、なるほどおよそ減資差益なるものは、どのような方法・条件のもとに生ぜしめられたものであろうと、いずれもすべて「營業取引における会社資産の利用」によるものではない。しかし、このような「……会社資産の利用」によるものでないからといって、すべて利益を意味するものでないなどというこ

13) ただし、この最後の点については、なお後述の注記14参照。

とはけっしていいうることではない。しかもこのことは教授自身も認めているところで、たとえば、すでにふれたように贈与剰余金のごときものでも、その一部は教授みずからこれを利益としているごとき、その一例証をなすものである。

(つぎにみる社債償還益を教授自身やはり利益としていることも、同じ他の例証をなすものとしてあげられるであろう。) それゆえまた、教授が「……会社資産の利用に基づいて生じたものでない」ことを理由として、減資差益の利益性を一様にすべて否定していることはみずから重大な矛盾を犯していることを示すもので、教授自身、当然さらにかえりみ、問題とすべきことであるとさえいわなければならないであろう。

2 もっとも、教授は減資差益について、別にまたそれは「有償減資・無償減資のいずれの場合にせよ、……かつての払込資本が資本の減少に際して株主に払戻されずに企業に残留する部分を意味するのであり、もともと株主の払込資本に基づくものとして、本質上広い意味での払込剰余金に属するものと考えることができる。」(36頁、傍点引用者)とし、すなわちこのようにそれが資本としてとらえられうるものであることを説明しているが、しかしこのような説明も、けっして首肯するに足るものとは考えられない。なるほど、説明という点からいえば、それはこのようにたしかになされている。しかし問題は、このような説明のうちにみられる教授の考え方であり、あるいはいわばその論理である。ことに上に教授の述べているような「……株主に払戻されずに企業に残留する部分」は「もともと株主の払込資本に基づくもの」であるにしても(ちなみに、少なくともその一部をなす、前述の一部の株主を対象として行なわれるいわゆる有償減資による場合のものは、上にみたように会社が無償で取得したものであり、しかもこのような点こそその特質としてみられるところである)、それではなぜこうしたものがそれほど当然のごとく資本と「考えることができる」のであるか。この点についての説明は、みられるごとくやはりなんらなされてはいない。しかしこれでは、この場合にも、教授の主張にそのまま耳を傾けていることはとうていできないはずであり、むしろ、そうすることは、かえって怠慢のそしりをさえ免れ

ないことにもならざるをえないであろう。

(2) 株式償還益

1 教授の場合、株式償還益が利益ではなく資本（払込剰余金）とされていることについても、私としてはやはりその当否に関して問わざるをえない。またこの点は、とくに社債償還益と対比してみるとき問題とせざるをえないところである。じつは上の株式償還益に関しては、教授自身、「われわれは、……社債の償還と実質上きわめて類似するものとして、償還優先株の償還を直ちに思い浮べることができる。」(17頁)とし、そしてこの両者の場合を比較対照しながら検討したのち（またこの場合このことは、ペイント、リトルトンの所説の吟味を通じてなされている）、いわばその結論として、前者の社債による償還益すなわち社債償還益は利益としているのにたいし、後者の優先株の償還によるいわゆる株式償還益はこれを資本としてとらえているのであるが（17-24頁）、上の両者に関して教授がこのように相異なる見解をとるに至っているのは、じつはさきにもみたような、財務会計の「究極の報告客体」は出資者ことに株主であるとし、そしてこのことからまた、企業会計上という資本とは要するに株主持分（自己資本）に限定されるものとしていることによるものであるといつてよい。

2 ところで、いまこのような教授の見解についてみると、まず上の叙述の後段にみるような財務会計の報告客体ならびに企業会計上という資本についての教授の考え方がけって教授のいうようなものとしてとりうるものでないことは、さきに問題としたところでみたとおりである。それゆえ、またこのことからいえば、教授が社債償還益とは異なる理解の仕方のもとに、（償還益という点からみると）同じ償還益である株式償還益のほうのみを資本としていることは、むしろその論拠を失うに至るものとさえみなければならないであろう。他方また教授は、上に減資差益について述べたのと同じように、株式償還益についても、それは株主の「かつての払込資本のうち払戻されずに残る部分であるから、まさに払込剰余金と考えるべきものであると思う。」(152頁)というようにいって、その資本たることを説いているが、このような株式償還益につい

ての教授の説明もやはり別に根拠のあるものとして解しうるものでないことは、すでに前述したところから知られるところである。

(3) 無償取得剰余金

1 上に述べたことと関連して、ここでなおとくにとりあげられるべきものとして問題となるのは、さきにふれた減資差益、株式償還益、自己株式取得益等の「過去の株主」たる「引退した株主に払戻されずに、なお会社に残留する」部分を、教授が払込資本(払込剰余金)の一部とし、あるいはこの種のものを、要するにこのように資本としていることである。しかもこのことは、やはり(一般にそうであると同じように)教授の場合にもなんら疑問の余地のないことのようにさえみられているといってよいが、しかし事実はこのようにみることをやはりけってそう単純には許さないはずであり、それゆえ、上のような教授の所論・見解については、ここでなおさらに立ち入ってみておかねばならない。

2 まず、上の叙述にみられるような教授のいう過去の株主(引退した株主＝いわゆる引退株主)というのは、すでにみたところから知られるように、かつては株主であったがすでに株主でなくなった者で、それゆえ正確にいえば、じつは非株主(株主以外の者)とみるべき者である。(前述の没収剰余金を会社に残存せしめた者も、この没収剰余金を生ぜしめた当該株式についていえば、やはり非株主の一種にほかならぬ者であり、したがって上にいうような非株主という点からいえば、彼らもこの種の者に含まれるものとみるべき者である。)ところでまた、このようにみられることからすれば、これらの非株主が会社に残存せしめたものは、彼らがかつては株主として払込んだもの(したがって資本としての意味をもつもの)であったとしても、彼らが非株主となることによってそれを放棄し、ひいてその結果会社からみれば、当然やはり無償で取得したものとして考えられるべきものである。またこのような意味において、それはやはり無償取得剰余金とよぶべきものといえることができる。(前述の没収剰余金はその一種とみるべきものである。)あるいはそれは、すでにしばしばふれてきたところから考えられるように、――

種の贈与＝贈与剰余金としてとらえられるべきものともみななければならない。さらにそれは、持分という点からいえば、過去の株主のそれが現在の株主に帰属せしめられたもので¹⁴⁾、けっして後者の現在の株主がみずから払込んだものであるとか、あるいはなんらかの代償をもって取得したものではない。しかもかかる事実こそ、ここでは当然またその重要な特質をなすものとしてみられなければならないはずである。

3 しかるに教授は、上のような無償取得剰余金をも前述のようにやはりすべて資本(払込剰余金)としているのであるが、その主たる(あるいは基本的なものと解される)論拠はすでにみたところから知られるように、要するに上のごとき剰余金も「もともと株主によって払込まれた」ものであるとしている点にあるといってよい(同様の趣旨のことについては、既述のもののほか、なお104頁、107-108頁参照)。しかしこの場合教授のいう上の株主というのは前述のごとき過去の株主＝非株主にほかならない。それでは、このような過去の株主＝非株主によって払込まれたもの、ことにこの種のもので会社に残存せしめられたもの(すなわち会社からみれば前述のような無償で取得したもの)がなぜ資本であるのか。じつはここでもこのことこそ当然さらに問われなければならないはずであるが、肝腎のこうした点については、やはりなんらたち入ってみられることなく、むしろ不問に付されたままであるというのが事実の示すところであるといってよい。しかしこれでは、この場合にも問題は回避されているにすぎず、あるいは当然さらにたち入ってみるべきことが(不用意に)放置されたままにおかれているとさえいわなければならないであろう。

4 このことは、さらにつぎのような点からみると、より明瞭にされるはずである。便宜上いま例示をもって説明すると、たとえば10万円を払込んだ株主が、この10万円はそのまま企業に維持されている状態のもので、前述の

14) ただし、ある会社についてみた場合、株主が権利を放棄した株式については過去の株主(引退株主)＝非株主でありながら、他の株式については現在の株主である者も存在する場合には、かかる事実をさらに考慮する必要があるが、ここでは、こうした点についてはふれるにとどめておきたい。

ような無償取得剰余金が処分されることによりかりに1万円分配されるとする
なら、教授の場合この1万円は、さきにもふれたように資本の分配とみられる
ことになるのであろうが、それでは、この1万円についてのこのような見方は
はたして成立しうるのであるかといえ、答はまず否定的ならざるをえないは
ずである。上の10万円の一部分が分配されるならば、それは明らかに資本の分
配であるが、この10万円はそのままにおかれていて、そのうえにさらに幾ば
くかのものでも分配されるとするなら、それが資本の分配を意味するものでな
いことは、こうしたこの間の事実そのものが示しているところである。この場
合、前記の10万円はいいかえれば元本として投下されたものであり、したが
ってそれにたいして分配されるものは、それがどのようにして取得されたもの
であろうと、いずれも上の元本にたいする追加分（あるいは剰余）を意味するも
のであることは明らかであり、それゆえ、それはこのようなその性質からいっ
て、当然一種の利益を意味するものとしてとらえられるべきものとみななければ
ならない。また前記の1万円がかかる種類のものであることは一見して明瞭な
はずである。しかもこのことを否定する根拠はなんら存在しないといわなけれ
ばならない。

ところでまた、上に述べたところからすれば、前述のような無償取得剰余金
を資本とみることの誤りであることはもはや異論の余地のないものとしてさえ
承認されなければならないはずである。ところが、やはり一般にみられると同
じように、教授の場合においても、このような帰結に至らざるをえないはずの
いま上に問題としてみたようなことは、はじめからなんら考えられようともし
ていないのである。しかしこれでは、この場合にも問題はやはり残されたまま
であり、しかもそこにみられる考察の不備・欠陥はおおうべくもないものとし
てさえみられなければならないであろう。

(未 完)